

太田地区住居表示整備事業 住民説明会 (各種変更手続き)を開催しました

令和7年7月3日から7月16日にかけて、太田地区住居表示整備事業(各種変更手続き)に係る住民説明会を開催しましたので、開催結果の概要をお知らせします。

なお、本お知らせは概要版となりますので、説明会中の詳しい質疑応答などは、盛岡市公式ホームページからご覧ください。【広報ID:1051986】

1 開催日時及び参加者数

太田地区土地区画整理事業区域で実施する住居表示整備事業について、住所変更に伴い各種変更手続きが必要となることから、下記のとおり地域住民の皆さまに説明しました。

月 日	開始時刻	会 場	参加者数
7月3日(木)	午前10時	盛岡タカヤアリーナ 第1・第2会議室	118名
7月6日(日)	午前10時		95名
7月8日(火)	午後7時		61名
7月10日(木)	午前10時		94名
7月13日(日)	午前10時		83名
7月16日(水)	午後7時		59名
		計	510名

2 主な質問・ご意見

- 旧住所あてで郵便物が届いた時、郵便局の方で読み替えして対応いただけるものか。
→郵便局に確認したところ、住居表示の実施から1年程度は旧住所の記載でも郵便物は届くとのことでしたが、各世帯に配布する「住所変更ハガキ」を御利用いただくなどにより、必要な方に新住所をお知らせくださるようお願いします。
- 区画整理の換地処分は令和9年度とのことだが、不動産の所有者住所の変更登記はいつ行えばいいか。
→住居表示実施日である令和7年9月22日から、令和10年3月31日までの間に手続きをお願いします。なお、換地処分の公告日の翌日から区画整理登記が行われ、土地・建物の登記簿の表題部が書き替わりますが、登記が完了するまでの期間は新たな登記ができないため御注意ください。区画整理登記は、令和9年秋頃から、約3か月間を想定しています。

3 お問い合わせについて

住居表示事業及び住民説明会結果について、ご不明点等ございましたら、下記担当部署へご連絡ください。

担当：盛岡市総務部管財課 管理係
Tel:019-626-7507(直通)